京都府環境影響評価条例（抜粋）

参考資料

第３章　環境影響評価等に関する手続等

第３節　方法書に係る手続

（方法書の作成等）

第９条　事業者は、対象事業に係る環境影響評価を行う方法について、技術指針に基づき、次に掲げる事項（配慮書を作成していない場合においては、第６号から第９号までに掲げる事項を除く。）を記載した環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）及びこれを要約した書類（以下「方法書要約書」という。）を作成し、規則で定めるところにより、知事及び当該方法書に係る調査地域（環境影響評価を実施しようとする地域として規則で定める地域をいう。以下同じ。）を所管する市町村長（以下「調査地域市町村長」という。）に提出しなければならない。

(１)　事業者の氏名及び住所

(２)　対象事業の名称

(３)　対象事業の目的及び内容（対象事業の計画の策定に至った検討の状況を含む。）

(４)　対象事業が実施されるべき区域（以下「対象事業実施区域」という。）

(５)　調査地域及びその地域の概況

(６)　第７条の３第５号に掲げる事項

(７)　第７条の５第１項の意見書に記載された意見の概要

(８)　第７条の６第１項の意見書に記載された知事の意見

(９)　前２号の意見についての事業者の見解

(10)　対象事業に係る環境影響評価の項目及び調査等の手法（当該手法が決定されていない場合にあっては、対象事業に係る環境影響評価の項目）

(11)　前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

（方法書の公告及び縦覧等）

第10条　知事は、前条の規定による方法書及び方法書要約書の提出があったときは、規則で定めるところにより、速やかに、方法書の提出を受けた旨その他規則で定める事項を公告し、方法書及び方法書要約書の写しを公告の日から起算して１月間縦覧に供するものとする。

２　事業者は、前項に規定する縦覧期間中、規則で定めるところにより、方法書及び方法書要約書をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（方法書説明会の開催）

第10条の２　事業者は、前条第１項に規定する縦覧期間内に、調査地域内において、方法書の内容を周知させるための説明会（以下「方法書説明会」という。）を開催しなければならない。この場合において、調査地域内に方法書説明会を開催する適当な場所がないときは、調査地域以外の地域において開催することができる。

２　事業者は、方法書説明会を開催しようとするときは、あらかじめ、開催を予定する日時及び場所その他規則で定める事項を知事及び調査地域市町村長に届け出なければならない。

３　事業者は、前項の規定による届出を行ったときは、規則で定めるところにより、調査地域内において、方法書説明会の開催を周知させるよう努めなければならない。

４　事業者は、その責めに帰することのできない理由であって規則で定めるものにより、前項の規定により周知させた方法書説明会を開催することができない場合には、当該方法書説明会を開催することを要しない。この場合において、事業者は、速やかに、その旨を知事及び調査地域市町村長に届け出るとともに、前条第１項に規定する縦覧期間内に、調査地域内において、方法書要約書の提供その他の方法により、方法書の内容を周知させるよう努めなければならない。

５　事業者は、方法書説明会を開催したときは、規則で定めるところにより、その状況を知事及び調査地域市町村長に報告しなければならない。

（方法書についての意見書の提出等）

第11条　第10条第１項の規定による公告があったときは、方法書の内容について環境の保全及び創造の見地からの意見を有する者は、規則で定めるところにより、同項に規定する縦覧期間満了の日の翌日から起算して２週間を経過する日までに、当該意見の内容を記載した意見書を知事に提出することができる。

２　知事は、前項の規定による意見書の提出があったときは、同項に規定する提出期限後速やかに、当該意見書の写しを事業者及び調査地域市町村長に送付するものとする。

（方法書についての意見に対する見解書の作成等）

第12条　事業者は、前条第２項の規定による意見書の写しの送付を受けたときは、遅滞なく、当該意見書に記載された意見についての見解書を作成し、規則で定めるところにより、知事及び調査地域市町村長に提出しなければならない。

（方法書についての知事の意見書の作成等）

第13条　知事は、方法書の内容について、専門委員会の意見を聴いた上で、環境の保全及び創造の見地からの審査を行い、規則で定める期間内に、対象事業に係る環境影響評価の項目及び調査等の手法その他規則で定める事項についての事業者に対する意見書を作成するものとする。

２　知事は、前項の意見書を作成しようとするときは、調査地域市町村長に対し、規則で定める期間以上の期間を指定して、方法書の内容について環境の保全及び創造の見地からの意見を求め、その意見を考慮するとともに、第11条第１項の意見書及び前条の見解書の内容に配意するものとする。

３　知事は、第１項の意見書を作成したときは、速やかに、これを事業者に送付するとともに、その写しを調査地域市町村長に送付するものとする。

＜中略＞

（隣接府県の知事との協議）

第39条　知事は、第一種事業等若しくは第二種事業の計画段階関係地域とすべき地域又は対象事業の調査地域若しくは関係地域とすべき地域に府の区域に属しない地域が含まれている場合は、当該地域に関係する環境影響評価等その他の手続について、当該地域の存する府県の知事と協議するものとする。